

◎新潟県告示第235号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
一般社団法人 上越歯科医師会休日歯科診療センター	上越市新光町1丁目10番16号	令和2年12月5日
皆川歯科医院	加茂市穀町6-17	令和2年12月16日
有限会社東大通り薬局水原店	阿賀野市中央町2丁目12番18号	令和3年1月31日